

# 環日本海の情勢と山上憶良「好去好来歌」の創作

東 茂 美

## 好去好来の歌一首 反歌二首

神代より 言ひ伝て來らく そらみつ 大和の国は 皇神の 厳しき國 言靈の 幸はふ國と 語り継ぎ 言  
ひ継がひけり 今の世の人もことごと 目の前に 見たり知りたり 人さはに 満ちてはあれども 高光る  
日の大朝廷 神ながら 愛での盛りに 天の下 奏したまひし 家の子と 選ひたまひて 勅旨 反して、  
大命と云ふ 戴き持ちて 唐の 遠き境に 遣はされ 罷りいませ 海原の 辺にも沖にも 神留まり うし  
はきいます 諸の大御神たち 船舶 反して、ふなのへと云ふ に 導きまをし 天地の大御神たち 大和  
の 大國御魂 ひさかたの 天のみ空ゆ 天翔り 見渡したまひ 事終はり 帰らむ日には また更に 大和  
神たち 船舶に み手うち掛け 墨縄を 延へたるごとく あぢかをし 値嘉の岫より 大伴の 三津の浜  
辺に 直泊てに み船は泊てむ つつみなく 幸くいまして はや帰りませ

## 反歌

大伴の三津の松原かき掃きて 我立ち待たむはや帰りませ  
難波津にみ船泊てぬと聞こえ来ば 紐解き放けて立ち走りせむ

(卷5八九五)

(卷5八九六)

(卷5八九四)

天平五年三月一日に、良の宅にして対面し、獻るは三日なり。山上憶良

謹上 大唐大使卿 記室

一

憶良が右の歌を贈った大唐大使多治比真人広成は、前年の天平四年（七三三）八月十七日に任命され、この年閏三月二十六日に朝廷において辞見し節刀を受けられている。遣唐使の一一行は、「凡そ勅うけたまはを受りて使に出でば、辞訖きはつて故無くして家に宿とすこと得じ」（『公式令』）の規則にしたがつて、辞見ののちただちに難波に向かい、出帆の最終準備にとりかかつたであろう。四月三日には難波津から進発している。前回の唐への派遣は、靈龜二年（七一六）八月二十日に、多治比真人県守が遣唐押使となつたときで、大使が阿倍安麻呂から大伴山守に交代し、翌年の養老元年三月に節刀を拝受して渡唐。彼らは十月に朝貢し、養老二年十月二十日に、大宝元年正月に任命された遣唐使のひとり、唐にとどまっていた大使坂合部大分をともなつて帰朝している。したがつて、天平四年の派遣は一四年ぶりの進発であった。

大使広成は前回の遣唐押使県守の弟であり、多治比家はのちに送唐客使判官多治比浜成（宝亀九年十一月）、船頭判官多治比文雄（承和三年八月）、準錄事多治比高主（承和六年八月）と、遣唐使を輩出するような家がらであり、兄県守につづいて國家事業の大任をゆだねられたことになる。主たる使人は副使の中臣名代、判官の平群広成、田口養年富、紀馬主、秦朝元、準判官の大伴首名らである。なかでも注目されるのは秦朝元であろうか。周知のように、朝元は、憶良が遣唐使少録として唐へ渡った、大宝の遣唐使船に同乗していた学問僧弁正の子である。弁正是、唐滯在時に還俗して朝慶・朝元の二児をもうけ、そのまま中国にとどまつたが、同じ学問僧であつた道慈に二

男の朝元を託したらしい。朝元は父の旧姓秦を名のり、養老三年（七一九）に忌寸の姓を賜わり、同五年に医術の師範となることを認められ、天平二年（七三〇）には弟子をとつて漢籍を教授、そして天平四年遣唐使判官となつた。かつて弁正と渡唐の苦難をともにした憶良にしてみれば、朝元の判官任命はことに感慨深いものがあつたにちがいない<sup>(1)</sup>。

憶良が少録として任じられた大宝元年の遣唐執節使粟田真人を、『公卿補任』は多治比真人鳴の子として伝えている。つまり県守や広成と兄弟であり、ましてや、県守はかつて憶良が筑前国守であった天平元年二月十一日当時、大宰大式でもあつたことになる（『続紀』）。したがつて、好去好来歌は、こうした多治比の人びとの親密な関係からも、この度の派遣への憶良のなみなみならぬ关心によつてうたわれ、そして謹上されたと理解しても、あやまりではあるまい。

とはいゝ、好去好来歌の創作は、いますこし当時の北東アジアの情勢のなかで、考えてみる必要があるのではないか。遣唐使派遣が要請された一因に、日唐両国の国際関係のみならず、朝鮮半島の新羅国および中国東北部の渤海国との交渉がからんでいたことも、考慮すべきであろう。ことばを重ねていえば、この歌はもつと北東アジア外交のうねりのなかにすえてこそ、はじめてその正体が見えてくるのではないか。

日本の対新羅外交は、新羅を「蕃国」と位置づけ、日本への「朝貢」というかたちに終始している。たとえば、鈴木靖民氏は、かつて高句麗・百濟に対してとつた施策のように、東アジアでの日本国の「大国」たる国際的地位を保障するために、新羅を蕃国として従属させながら、日羅間に朝貢国としての形式を強要すると同時に、先進文化摂取の源泉として位置づける外交が基調になつていて論じられている<sup>(2)</sup>。つまり、日本と新羅の両国は、外交の機軸が当初からずれていたのであり、このずれた機軸が生じる内外の諸事象への配慮なしに、好去好来歌は読みなおすことができないのではないかと思われるるのである。

ここでは、天平四年の派遣のありさまを明らかにすることを目的に、憶良が遣唐使少録となつた大宝元年（七〇一）から好去好来歌を創作した天平五年（七三三）まで、年代を追つて環日本海の国際情勢をたどつてみたい。

## 二

大宝元年から天平五年までの、日本の主たる対外交渉を列挙すれば、次のようになる。

- 大宝元年（七〇一）正月 執節使栗田真人らを唐へ派遣
- 大宝三年（七〇三）正月 金福護ら新羅から来日 孝昭王（理洪）の喪を告げる使
- 大宝三年（七〇三）九月 波多広足を新羅へ派遣
- 慶雲元年（七〇四）十月 幡文通らを新羅へ派遣
- 慶雲二年（七〇五）十月 金儒吉ら新羅から来日 貢調
- 慶雲三年（七〇六）八月 美努淨麻呂らを新羅へ派遣
- 和銅二年（七〇九）三月 金信福ら新羅から来日 貢方物
- 和銅五年（七一二）九月 道首名らを新羅へ派遣
- 和銅七年（七一四）十一月 金元靜ら新羅から来日 貢調
- 靈龜二年（七一六）八月 押使多治比県守らを唐へ派遣
- 養老二年（七一八）三月 小野馬養らを新羅へ派遣
- 養老三年（七一九）五月 金長言ら新羅から来日 貢調
- 養老三年（七一九）閏七月 白猪広成らを新羅へ派遣

## 環日本海の情勢と山上憶良「好去好来歌」の創作（東）

○養老五年（七二二）十二月 金乾安ら新羅より来日 貢調 ただし太上天皇（元明）の崩御により大宰府より放還する。

●養老六年（七二三）五月 津主治麻呂らを新羅へ派遣

○養老七年（七二三）八月 金貞宿ら新羅から来日 貢調

●神亀元年（七二四）八月 土師豊麻呂らを新羅へ派遣

○神亀三年（七二六）五月 金造近ら新羅から来日 貢調

○神亀四年（七二七）九月 高齊徳ら渤海から来日 国交を開くことを求める王の啓を献上。

○天平四年（七三三）正月 金長孫ら新羅から来日 貢調 使者が来日の年期を奏請し、これに対しても

「詔、来朝之期、許以三年一度」と答えている。

●天平四年（七三三）正月 角家主らを新羅へ派遣 八月に帰国 同月に節度使を任命している。

天平四年（七三三）八月 大使多治比広成らを唐へ派遣

大宝元年の遣唐使一行の帰国は、三度にわかれている。もっとも早いのは栗田真人で、慶雲元年七月一日に大宰府へ帰着、帰京し拜朝したのは十月九日である。ついでその三年後に、副使巨勢邑治が慶雲四年三月二日に大宰府帰着。五月十五日に褒賞の記事が見えるから、おそらく五月上旬には入京していたであろう。鴨吉備麻呂、伊吉古麻呂<sup>(3)</sup>らもこのときに帰国したらしい。三度目は先に寸言したが、大分が養老二年十月二十日に大宰府に帰着している。憶良が帰国したのは、慶雲元年か慶雲二年かのいずれかであろうが、確証となるものがない。彼らは大宝元年の渡唐に失敗し、翌年の秋六月二十九日にふたたび進発している。したがって、新羅王理洪（孝昭王）の計報は、おそらく大陸にあつて聞いたであろう。

理洪逝去の計報をもたらした来日使の金福護・金孝元ら一行は、大宝二年正月九日に大宰府に到着し、閏四月一

日に難波館で宴をたまわり、五月一日に帰国の途についている。饗応にあたつて、この来日使にくだされた返詔には、こうである。

「新羅國使薩滄金福護さつざんこくもふくご」が表に云はく、『寡君不幸にして、去いにし秋より疾やみて、今春を以て薨こうして、永く聖朝ひじりのみかどを辭わかる』といへり。朕思われふに、其れ蕃ばんの君は異域に居りと雖も、覆育ふくいくに至りては、允まことに愛子こどに同じ。壽命終有とうふるは、人倫の大期だいじなりと雖も、この言ことを聞きてより、哀感已そくはに甚し。使えらを差ひて發遣てうふし弔轉はくのきぬすべし。其れ福護ふくごら、遙かに蒼波そうはを涉りて、能く使の旨むねを遂げたり。朕その辛勤あはれを矜あはれぶ。賜ふに布・帛はくのきぬを以てすべし』とのたまふ。

先の来日使が本邦を訪れたのは文武四年（七〇〇）十一月八日で、大使の金所毛・小使の金順慶らが、その年六月一日に逝去した理洪の母神陸大后的喪を告げている。彼らは、翌年の大宝元年正月の朝賀の儀に参列したが、金所毛は在日のまま同月十四日に客死し、絶一五〇疋・綿九三二斤・布一〇〇段が贈与されている。小使金順慶や水手らにも祿が与えられている。新羅へ帰国した時期はわからないものの、この来日使らの動静と大宝元年の遣唐使派遣の準備が、パラレルな関係になつていていたことに注意したい。金所毛らが来日した年の五月十三日に、遣新羅大使として佐伯麻呂が、小使として佐味賀佐麻呂が任命され、十月十九日には帰国して復命。じつは同月二十六日には、遣唐使の乗る船の建造が開始されている。すでに述べたように、十一月には新羅使らが来日、そして翌年の大宝元年には粟田真人を遣唐執節使とする、遣唐使の任命がおこなわれるのである。天智八年（六六九）以来三十年ぶりの遣唐使発遣の気運は、活発な新羅外交によつてもたらされた情報によるところが多かつたにちがいあるまい。

大宝三年（七〇二三）九月二十二日に波多広足が遣新羅大使として任命され、十月二十五日に大安殿で額田人足（人足は小使か）とともに、衾一領・衣一襲を賜わっている。彼らの派遣は、先にあげた理洪の死去を弔轉するためであろう。翌年の慶雲元年八月に帰国している。<sup>(4)</sup>この波多らの帰国から間もない十月九日には、今度は幡文通を大使

として任命、幡文通は慶雲二年五月二十五日に帰国している。十月九日とは、遣唐使粟田真人が挙朝した日であり、帰国した真人らから得た大陸の情報によつて、急遽、新羅への派遣を決定したのであろう。

慶雲二年（七〇五）冬十月に、新羅から貢調使の金儒吉らが来日。入京したのは十二月二十七日で、大宰府からの行程にしては月日がかかり過ぎている。というより、入京をあえて遅らせようとする、政治的な判断があつたのかもしれない。来日の報告が大宰府政庁から奏上された十一月には、十三日に「諸国の騎兵を徵<sup>め</sup>し發す。新羅使を迎へむが為なり。正五位上紀朝臣古麻呂を騎兵大將軍とす」の記事が見え、『軍防令』によれば、兵士のうち「弓馬に便ならむ者をば、騎兵隊と為よ。余をば歩兵隊と為よ」とあり、騎兵隊は行幸にも従駕して警護する兵士たちであつて、ここだけの臨時の徵兵ではないものの、新羅からの来日使を迎えるために、あらためて紀古麻呂を大將軍に任じているのは、それなりの事由があつたといわねばなるまい。十二月二十七日に入城した新羅使たちは帝都で年を越し、大極殿で催された元旦朝賀の儀に参列している。彼らが参列したために、朝賀の儀における儀衛も尋常と異なつていたらしい。

四日に金儒吉らは貢調、同七日の白馬節会には「諸方の樂」（唐樂・高麗樂・百濟樂・新羅樂・伎樂など）を奏した。十二日には金儒吉らは離京しているが、新羅の聖德王にあたえた勅書の内容は、次のとおりである。

「天皇敬ひて新羅王に問ふ。使人一吉浪金儒吉、薩浪金今古ら至りて、獻れる調物並に具はる。王、國を有ちてより以還、多く年歳を歴たり。貢れるもの欠くること無くして、行李相屬<sup>つらな</sup>れり。款誠既に著れて、嘉尚已むこと無し。春の首<sup>はじめ</sup>は猶寒くして、比恙無しや。国境の内、並に平安ならむ。使人今還るに、往の意を指し宣べて、并せて土物を寄すること別の如し」とのたまふ。

周知のように、天武五年（六七六）に大唐帝国が安東都護府を平壤から遼東にうつし、朝鮮半島から手を引くとともに、新羅は半島經營の全権を掌握した。対唐政策のうえからも、日本との親交は不可欠であり、新羅使は便法

として「貢調」「進調」のかたちをとつて往還している。これまでに述べた内容も、そうした外交方針にそつたものであるが、右の勅書にある「土物」に注目したい。<sup>(5)</sup>語句としては「土地の産物」くらいの意味であろうが、勅書にあえてこの「土物」と記されているのは、それなりの外交上の重みがあるといわねばなるまい。

後代のことではあるが、天平十五年（七四三）三月に来日した新羅使に対し、検校新羅客使となつて筑前国に西下した多治比土作<sup>(6)</sup>が、使金序貞が「調」を改めて「土毛」と称し、「奉貢御調事」といつた前書きもなく、ただ物品の名と数を列記しているのを「大きに常の礼を失へり」と、太政官に奏上している。太政官は上京を許さずそのまま追い返している。さらにまた、神護景雲三年（七六九）十一月に使金初正が来日。彼らもまた「土毛」と称してそのままの、政府は当時在唐していた遣唐大使藤原清河らの書をもたらしたことを嘉して、大宰府で応対し結局上京させずに帰国させている。

こうした「土物」（土毛）の用語へのこだわりは、あくまで新羅を属国にしないではおかないと、宗主国意識の頑なさをつぶさに語つていよう。それとともに、新羅使の金儒吉を年を越してまでも平城にとどめ、元旦の朝儀・七日の白馬節会に参加させたのも、またこれにひとしい。

金儒吉らが帰国した慶雲二年には、はやくも八月に美努淨麻呂を遣新羅大使として任命、十一月には渡航させている。翌年五月、淨麻呂は、学問僧義法・義基・摠集・慈定・淨達らを連れて帰国する。彼らが日本を留守にしている間に、三月には遣唐執節使栗田真人とともに渡唐し帰還の途で遭難して、そのまま唐にもどつていた副使巨勢邑治らが、四年ぶりに帰国している。このとき、齊明天皇七年（六六一）に百濟救援のために出兵して唐の虜となつていた、讃岐国那賀郡の錦部刀良・陸奥国信太郡の生王五百足・筑後国山門郡の許勢部形見なる者たちをともなつていた。彼らの帰還がゆるされたのが、栗田真人在唐の時期なのか、それとも巨勢邑治がふたたび海に入った時期なのかはわからないものの、唐土で賤民となり四〇余年を暮らしていたことになる。

真人帰国以降の唐の情勢は、巨勢邑治のレポートによつて明らかになつたであろうが、さらに長年中國で暮らしてゐた錦部刀良らからは、巷間のありさまをつぶさに聴取することができたであろう。ふりかえつてみれば、大使であつた坂合部大分は、このときの帰還にも失敗してまだ唐にいる。

和銅二年（七〇九）三月に、新羅から遣日使の金信福が入朝。『続紀』に大宰府到着の記事は見えないが、五月二十日に「方物」を献上し、二十七日に宴を賜わり、六月一日に帰国している。右大臣不比等が朝堂で宴があつた日、「弁官の序内」（行政庶務局か）で金信福らと会見した異例のできごとを記している。不比等は、「新羅国使、古より入朝すれども、然も曾て執政の大臣と談話ふことなかりき。而るに今日披晤あふは、二國の好みを結びて往来の親おもびを成さむと欲おもひてなり」と伝え、それに対し遣日使たちは、いつたん座を離れて敬拜したのち、「使らは本国の卑下いやしき人なり。然も王臣の教を受けて、聖朝みかどに入ること得たまつま。適下風に従ひ、幸甚なること言ひ難し。況や引きて榻上たふじやうに升せ、親まのあたりに威かしき顔みかほに對むかふをや。仰あぎて恩教を承け、伏して深く欣懼よろこぶ」とこたえたという。

右のくだりは、不比等顕彰を意図する記事であろうが、じつは相手である新羅使の金信福の官位がどこにも記されていない。大宝三年の金福護は「薩さつ浪なみ」（十七等官位の第八等）、慶雲二年の金儒吉は「一吉浪」（第七等）、くだる和銅七年の金元靜は「重阿浪」（第六等）、養老三年の金長言は「級浪」（第九等）、養老五年の金乾安は「一吉浪」、養老七年の金貞宿は「韓奈麻」（第十等）、神龜三年の金造近は「薩さつ浪なみ」、天平四年の金長孫は「韓奈麻」、天平六年の金相貞は「級伐浪」（第九等）といつた具合である。金信福の場合、記録からもれたものがあえて官位を省いたものか、くわしくはわからない。のちに渤海国から來日した使者高齊德らに、日本の『衣服令』にしたがつた衣服・冠・履をあたえ、さらに正六位上の官位をあたえて臣従させた記事があることからみて（くわしくは後述）、政治の中核にあつた不比等の顕彰と、なんらかの関わりがあるのかも知れない<sup>(7)</sup>。

和銅五年九月、遷都後の都城造営が進められるなか、道首名を新羅に派遣する。おそらく、「蕃国」新羅に対し

て平城京遷都を告示するのが主たる目的であつたのであろう。翌年八月に帰国したようであるが、半島での遣新羅使らの動静はまつたくわからない。道首名が同月のうちに筑後国守に任じられているのは、遣新羅使としての業績を評価されたからであろう<sup>(8)</sup>。和銅七年十一月十一日に、金元靜ら二〇余人が来日。二十六日に大伴旅人を左將軍、多治比広成・久米麻呂を副將軍、石上豊庭を右將軍、上毛野広人・栗田人を副將軍に任じている。十二月五日、彼らの入京にあたつて、布勢人と大野東人が率いる騎兵一七〇名が、羅城門外の三橋で迎えたという。それと前後する五日に、太遠建治<sup>おけじ</sup>らが奄美・夜久・度感（徳之島）・信覺（石垣島）・球美（久米島）など南島の住民五二名をともなつて入京し、翌年靈龜元年元旦の朝賀の儀には、陸奥・出羽国の蝦夷とともに各地の産物を献上している。このときにも朱雀門の左右に鼓吹隊と儀仗兵を整列させているが、これは先に任じられた、旅人以下の將軍に率いられる騎兵たちであつたにほかならない。

蝦夷の朝貢はこのときに始まるわけではないものの、文武百官の叙位とともに、蝦夷と南島人ら七七人が、それぞれ位をあたえられている。十六日の踏歌節会では、新羅使らは中門（朝堂院南門）で百寮の主典以上の官僚たちと宴を賜わり、翌十七日に催された大射（射札）では、元明天皇の前で新羅使らも臣下の列にくわえられている。

金元靜一行は三月二十三日に離京したようで、帰還にあたつては、勅をもつてあらためて大宰府政厅拠出の綿五四〇斤と船一艘を下賜された。

新羅からの遣日使が、朝廷から船を賜わった例は、『書紀』天智七年（六六八）九月に、朝廷と内大臣藤原鎌足から、新羅国王と半島統一の功臣金庾信へ各一艘を贈ったことが見える。『家伝』によれば、鎌足が庾信に船をあたえたことをもつて、ある人がこれを諫めたが、鎌足は「普く天の下、王土にあらざる莫し。率土の浜、王臣にあらざる莫し」とこたえたという。今回の意図もおそらくそのあたりにあつたはずである。金元靜らの新羅船が航海で破損したといった記事はない。ましてや角材や鉄釘をつかわずに継ぎ合せ、継目も麻筋桐油ではなく草類をもつ

て塞ぐ軟弱な構造と、波を切るには不適当な扁平な船底といった船舶技術で造られた本朝の船が、船底を二重にした新羅船よりすぐれていたとは考えられないからである。

こうしてみると、慶雲元年七月に大宰府に帰着した栗田真人や慶雲四年三月に同所に帰着した巨勢邑治などによつて、貴重な大陸の情報は伝えられたであろうが、じつはそれ以上に新羅との活発な外交がもたらしたもののが、意外に大きかったのではないか。頻繁な日羅間の往来が、多治比県守を押使とする遣唐使派遣を具体化していくのである。

### 三

靈龜二年（七一六）八月二十日に遣唐使が任命され、押使は県守、大使は阿倍安麻呂（のちに安麻呂に代わって大伴山守）、副使は藤原馬養。翌年養老元年一月二十三日に拝朝、三月九日に節刀を賜わつてゐるから、難波津を出帆したのは三月の中旬であろうか。養老二年十月二十日に大宰府に帰着し、十二月十五日に節刀を返上してゐる。「この度の使の人、略闕亡無く」（『続紀』）、前回派遣されて帰国できずにいた坂合部大分をともなつての帰還で、文字どおり順風満帆の旅程であつたらしい。

じつは県守らが旅にあつた養老二年三月二十日に、小野馬養が遣新羅大使に任命されている。同年五月二十三日に辞見し、翌年二月十日に帰国する。ところが、その帰国を追うように、五月七日には新羅から貢調使の金長言が来日し、閏七月七日に調とともにつがいの驃馬も献上して、十一日に宴を賜わつてゐる。同日には、あわただしく白猪広成が遣新羅使に任命されている。十七日に貢調使らは離京してゐるが、白猪広成が辞見するのは八月八日であつて、これまた遣日使の金長言を追うようにして、新羅へと渡航するのである。日羅間の外交折衝になんらかの

緊張があつたのであろう。『続紀』に記されるはずの、白猪広成らが帰朝した条項がないのが、かえつてそれを思わせる。

養老五年（七二二）十二月に、大使金乾安と副使金弼が来日している。同月七日に太上天皇の元明が六十一歳で崩御している。翌六年春の正月朝賀の儀は、母の喪に服した元正の勅「朕不天を以て、奄に凶酷に丁れり。蓼莪の巨き痛みに嬰りて、顧復の深き慈びを懷きぬ。悲慕心に纏ひて、賀正するに忍びず。朝廷の礼儀皆悉く停むべし」によつて、中止されている。中止決定の通達があつて、金乾安らは大宰府にとどめられたのであろう。入京することなく、そのまま新羅へ「放<sup>ゆる</sup>され還」された。

養老六年（七二三）五月十日に津主治麻呂が遣新羅使に任命され、二十九日に拝朝、その年の十一月十三日に帰国。翌七年八月八日に遣日大使金貞宿、副使昔楊節らが貢調。金貞宿も昔楊節も官位は「韓奈麻」で第十等官にすぎず、これまでの来日使にくらべて最低位の官人である。『続紀』は、九日に朝堂で宴を賜わり、かつ「射<sup>ゆみ</sup>を賜ひ并せて諸方の樂を奏らしむ」という。奏樂の儀は、先にふれた慶雲二年の金儒吉らが入京したときに同じ。二十五日に金貞宿らは離京している。表面的には平穏なようでも、じつは養老六年に、新羅は日本の襲来を想定して、毛伐郡城を築いている（『三国史記』新羅本紀・地理一・良州臨閨郡）。

神亀元年（七二四）八月二十一日に、土師豊麻呂が遣新羅使として渡航する。翌年一年夏五月二十二日に帰還する。神亀三年五月二十四日に遣日使金造近（金奏勲）が来朝して、貢調し、同時に宰相の金順貞が没したことを伝えている。朝堂での饗宴・賜祿は従来どおりであるが、帰国にあたっては金順貞の死去を悼み、璽書をあたえた。鈴木氏は、『三国史記』（新羅本紀・景德王元年・七四二年）に、孝成王の同母弟である憲英が即位して景德王になり、「妃伊浪順貞之女也」とあることから、金順貞は聖德王を補佐し、文武百官を統括していた人物で、その娘が憲英に嫁した三毛夫人であろうとされている。<sup>(9)</sup>

伊浪金順貞に勅したまふ。「汝卿彼の境を安撫して、我が朝に忠事す。貢調使薩浪金奏勲ら奏して称さく、『順貞去年六月三十日を以て、卒しぬ』とまうす。哀しきかな。賢臣国を守りて、朕が股肱こうきゆうとあり。今は亡し。我が吉き士よしきしを殲ほろぼしつ。故に賄物として黄の絶あしきぬ一百疋、綿百屯を贈る。爾が績しゃくを遺れず、式もちて遊魂を喚めむ』。聖武は、金順貞を「汝卿」「賢臣」と呼び、わが「股肱」とも「吉き士」とも呼んで、その靈前に賄物を贈つている。順貞はこのとき「伊浪」（第十七等官位の第一等）であるが、『喪葬令』によれば、賄物は最高位の正一位でも「絶三十疋、布一百廿端、鉄十連」であつて、布と鉄の分を綿で換算すると綿八五屯となる。したがつて、金順貞へ贈られた賄物は、朝廷からの格別の計らいであつたことになる。日羅外交上、この金順貞の存在は看過できない。

くだる宝亀五年（七七四）三月四日に、新羅使の金三玄が来日。二三五人という大勢の訪日団である。紀広純と内蔵全成またなりが筑紫に派遣され、上京のための手続きに入つた。ところが、金三玄は「本国の王の教を奉けて、旧き好を脩め毎に相聘問せむことを請ふ」といい、また貢物を「国信」という。「国信」は「貢調」と異なり、両国対等な修好で用いられるものであつて、それまでの対日外交の関係を改めようというのである。日本側はそれを「亢礼の隣に似たり」とし、「古を変して常を改む。その義如何ならむ」と主張。日本側のこうした非難に応じて金三玄が陳述したくだりに、じつは上記した金順貞の名が出てくる。

本国の上宰金順貞の時、舟楫相尋ふねかぢぎて常に職貢を脩む。今その孫うまご邕、位を繼ぎて政を執り、家声を追尋して、心を供奉に係けたり。是を以て、旧き好を脩めて毎に相聘問せむことを請ふ。また三玄は本貢調の使に非ず。

本国便ち使の次に因りて聊か土毛くにつものを進る。故に御調みつきと称さず。敢へて使の旨を陳ぶ。自外は知らず。いま新羅国の政務を執つてゐる金邕は、かつて祖父の金順貞が貢ぎものを納めたように、その事績にならつてゐる、ただこの度は、修好のために「土毛」を携えて来日したのであって、正式な貢物を納めるためではない、調物

貢納にわたるようなことがらについては、関知するところではない、と。これが金三玄のいうところである。このまことに歯ぎれの悪い弁明は、行き詰まってしまった大宰府での交渉の打開をはかった、苦肉の策としかいよいのがない。

ところが、ときの天皇である光仁は、勅をもつて「新羅は元來やつ臣まつと称して調を貢ること、古今に知れり。而るに旧章に率したがはずして、妄に新意を作り、調を信物と称し、朝を脩好とす。昔を以て今に准なぞらふるに、殊に礼數無し。渡海の料を給ひて、早速に放ち還すべし」とした。臣下の身分に応じた礼儀を尽くしていないとし、「信物」（土毛）の受納をこばみ、金三玄らに賓礼の待遇をとらず、ただ帰途に必要な糧料を支給して大宰府から帰国させたのである。

もちろん、このような日羅交渉の摩擦は、宝亀五年だけにかぎられるわけではないが、ここで注目しておきたいのは、金三玄の発言にいう「金順貞の時」こそ、実質はともかく、かたちだけは日本を宗主国と認め、臣下の礼を尽くした時代であるというのに、日羅両国の共通理解となつていてある点である。とすれば、神亀二年（七二五）の金順貞の死は、日羅関係が大きく変わる節目でもあつたともいえよう。その後、新羅からの貢調使は天平四年（七三二）まで来日していない。

さて金造近らが来日した翌年、あまりかんばしくない日羅関係に、さらに緊張を呼び込むような事件が起ころ。渤海使の来航である。九月三日、渤海郡王武芸の使で首領高齊徳ら八名が出羽国に漂着する。建国した高王大祚榮が唐から郡王に封じられたことをもつて二代武王大武芸も郡王と称したが、當時唐との関係は悪化し、唐および新羅を牽制する政策から日本へ遣使を送つたらしい。高齊徳からの事情聴取によれば、寧遠將軍郎将高仁義、游將軍果毅都尉徳周、別将舍航らが遣日使のメインであつたが、彼らは蝦夷に殺害されたという。翌神亀五年正月三日に催された朝賀の儀で、文武百官とともに渤海使も参列し、十七日には武芸の国書と「方物」とをたてまつっている。

朝廷は武芸が贈った「貂の皮三百張」を貢納品とみなし、高齊徳ら八名に正六位上の官位を授け「当色の服」をあたえて、貢調使として遇した。二月十六日、引田虫麻呂が送渤海客使をかねた遣渤海使として任命される。六月五日に拝辞し、七日に水手以上の六二名に叙位があり、渤海へ出発している。帰朝は天平二年八月二十九日である。言を俟つまでもなく、こうした渤海国との交渉に、新羅が好感をもつはずはなかつた。

天平四年（七三二）正月二十日に、角家主を遣新羅使として任命。ところが同月二十二日に、新羅使金長孫らが筑紫に到着している。この新羅使来日の報は、中央にとどいていたはずであるが、なぜか二月二十七日に角家主ら遣新羅使一行は拝朝をすませ、都を離れている。他方、到着した金長孫らはそのまま筑紫館に留め置かれたようで、三月五日になつてはじめて大宰府政庁に入つた。入京したのはそれから二ヶ月あまり後の、五月十一日である。平城京から筑前国まで、陸路をとれば行程二十七日（『延喜式』主計上）で、大宰府を出発したのは、おおよそ四月中旬の十五、六日あたりか。角家主らが辞見してただちに平城京を離れたと仮定し、天平八年の遣新羅使の行程を参考すれば<sup>10</sup>、海路二十日あまり、筑紫に到着したのは早ければ四月十日あたりであろうか。そうであれば、新羅から来た金長孫はまだ大宰府にいたであろう。外交を使命とする両者に、接触の機会がまるでなかつたとは考えられない。もちろん、新羅からの貢調使と遣新羅使とがすれ違つた可能性も考えられるが、それならそれで政府の対応の仕方もあつたはずである。にもかかわらず、角家主はそのまま新羅へ向かい海に入り、金長孫は平城京へと向かつて東進している。

金らが拝朝したのは五月十九日。『続紀』は、新羅からの貢物品を「種種の財物、并せて鸚鵡一口、鷦鷯<sup>くじら</sup>一口、蜀狗一口、猟狗一口、驢<sup>うさぎ</sup>二頭、驃<sup>つかねうま</sup>一頭」と、こまかに記している。『書紀』によれば、鸚鵡は大化三年（六四七）に金春秋が献上したのが初見、齊明天二年（六五六）や天武十四年（六八五）年五月にも将来されている。鷦鷯ももの真似をして鳴く鳥らしい。蜀狗・猟狗ともに未詳。天武八年（六七九）十月や天武十四年五月、朱鳥元年

(六八六) 四月にも、新羅から「狗」が献上されている。ともに和種とは異なる品種の狗であろう。こうした異例の献上は、来朝年期の延長を奏請するための懷柔策であつたと思われるが、奏請の内容は記録されていない。したがつて、金長孫が新羅政府の方針のままに提示したのが、いつたい何年周期であつたかはわからないものの、日本政府は三年に一度の朝貢を決定している。意外に新羅側の提言は、三年よりもさらに長い周期であつたのかもしれない。先に述べたように、新羅使の来日は宰相金順貞の死を告げた神龜三年から、すでに五年以上の空白を生じているからである。六月二十六日、金長孫らが離京して新羅へと帰国する。他方、角家主ら遣新羅使一行は、彼らが離京してから一ヶ月半後の八月十一日に、帰還している。

新羅滯在中、角家主らが新羅政府といつたいどのような外交交渉をしたのか、『続紀』はまつたく語っていない。しかし、金順貞<sup>〔1〕</sup>亡き後の新羅政府は、それまでの対日外交の姿勢を次第に変え、それが角家主ら日本側の使節に不信感と不快感とをあたえたであろうことは、次の天平六年（七三四）十二月、天平十年（七三八）正月、天平十四年（七四二）二月、天平十五年（七四三）三月と、相次ぐ日羅間のトラブルを見ても、まちがいあるまい。そして、角家主らが帰朝した日から一週間も経たない同月十七日に、多治比真人広成を大使とする遣唐使が任命されるのである。『三国史記』（新羅本紀・聖德王三十年・七三一年四月）に「日本國兵船三百艘、越海襲我東邊、王命將出兵、大破之」の記事がみえる。聖德王三十年は天平三年にあたるが、日本國の軍船が新羅の領土を侵犯し、それに新羅軍が応戦して大破したというのである。

これは『続紀』にはまったく記されていない内容で、はやくに津田左右吉氏が、天平宝字の頃のことであり年代の誤りであるとされたが<sup>〔1〕</sup>、鈴木氏はこの津田説に対し、「直接には中央の朝廷の意図にかかりなく、たとえば大宰府管内、山陰道諸国の兵船が新羅沿岸に行動し」新羅の軍船と接触したと想定されぬこともないとし、たとえ「兵船三百艘」とあるのが新羅側の誇張であつたにしても、日羅間になんらかの紛争があつたのではないかと述べ

られている。<sup>(12)</sup> 鈴木氏の説かれるところが史実であるなら、天平四年の新羅からの来日使と日本側の遣新羅使の往来は、こうした双方の対外情勢をにらんだ施策であり、天平四年遣唐使の派遣はなおさら重要な急務であったことになる。ついでに付言しておけば、天平三年当時、対新羅の門戸になつてゐる筑前国を治める国守は、いうまでもなく憶良その人であつた。

遣唐使の派遣は、日唐外交の施策としてのみならず、述べてきた新羅の対日政策の変化と大きく関わつていたとみるべきであろう。広成らが日本に帰還したのは天平六年十一月二十日、南方の多櫛島である。<sup>(13)</sup> 彼らが漂着した第一報は、大宰府政庁から中央政府にすぐに伝えられたはずである。多比治広成が授けられていた節刀を返上したのは天平七年三月十日、拝朝したのは同月二十五日である。こうした遣唐使帰還のニュースとは別に、大宰府からは次のようなもうひとつニュースが奏上されている。

（十二月）癸巳（六日）、大宰府奏すらく、「新羅貢調使級伐浪金相貞ら來泊す」とまうす。

二月十七日には、この新羅使らは平城京に入り、彼らとの交渉にあたつたのは中納言多比治県守である。新羅が國号を「王城國」と称したこと、朝廷は貢調を受納せず帰国させている。それにしても、「王城國」とはいかにもありふれた国号ではないか。じつは中国・新羅側の史料にはまったく見えない。金相貞らは上京するための諸手続きを、すでに大宰府においてすませていたであろうに、その大宰府でとどめられることなく入京し、もつとも重大な役務を果たさぬまま、母国へ帰つたことになる。県守が交渉にあたつた役所が、兵部省の官衙であるのも不自然であろう。本期には「新羅王、并せて使人らに祿賜ふこと各差有り」のくだりもない。先の天平四年の勅にいう「來朝くる期は、許すに三年に一度」が、ある意味で日本側の譲歩であつたとすれば、ますます対等の姿勢をとろうとする新羅側と、あくまで貢調国としか認めない日本側との関係が悪化しているのは、いうまでもあるまい。

天平八年（七三六）二月二十八日に阿倍繼麻呂が遣新羅使として渡航。九年正月二十六日に帰国して入京する。

大使の阿倍継麻呂は対馬で卒、副使大伴三中は病となつて京に入ることができず遅れた。二月十五日に「新羅國、常の礼を失ひて使の旨を受けず」と奏上している。政府は、五位以上および六位以下の官僚から四五名を召集し意見を聴き、官司ごとに表を奏上させている。ふたたび遣新羅使を派遣して事由を糾せという意見、はては「兵を発して征伐を加へむ」といった兵力にうつたえようとする強硬な意見も奏上されている。三月二十八日に、三中ら病のために遅れた三〇名が平城京に帰り着き、拝朝をすませた。大使の継麻呂が没しているところから、おそらく副使三中の入京をまつて、新羅でのくわしい経緯は聴取されたと思われるが、翌四月九日の次のくだりは、好去好来歌を読むうえで看過してはならない条文ではないか。

夏四月乙巳、使を伊勢神宮、おほみわのやしろ 大神社、筑紫の住吉すみのえ・八幡やはたの一社と香椎宮とに遣して、幣みてぐらを奉りて新羅の礼无き状まうを告さしむ。

新羅の日本に対する朝貢というかたちで続いてきた外交は、大きく変化する。天平五年には渤海の武芸が山東半島の登州を侵犯、唐が新羅に命じて渤海の南境を攻めさせた。渤海と唐・新羅との対立は、上述したように渤海の日本への接近、すなわち神亀四年九月の渤海使来日というかたちになつて現われるが、この日渤海外交の開始は、とりもなおさず、同時に唐・新羅間の和親と連帶の強化を促したであろう。ましてや天平七年、唐が新羅の朝鮮半島領有を承認するにいたつて、たとえ形式的とはいえ日本を宗主国とし貢調使を派遣する意味は、新羅にとつてまったく失なわれたといってよい。にもかかわらず、日本の高圧的な姿勢だけがついにかわらなかつたわけである。

#### 四

多治比広成らが遣唐使として任命された背景を明らかにしようとするなら、日羅関係でもうひとつふれておかね

ばならない話題がある。遣唐使とともに、節度使が任命されていることである。藤原房前を東海・東山二道、多治比県守を山陰道、藤原宇合を西海道の節度使に、そしてその道ごとに判官四名、主典四名、医師一名、陰陽師一名が任命されている。すこし引用が長くなるが、天平四年八月二十二日付け節度使職務についての勅は、こうである。

東海・東山二道と山陰道等との国の兵器・牛馬は、並に他處に売り与ふること得じ。一切禁め断ちて、界を出さしむること勿れ。其れ、常に公に進る牧に繫ぎ飼ふ牛馬は、禁の限りに在らず。但し、西海道は恒の法に依れ。また、節度使の管れる諸国の軍団の幕・釜欠くること有らば、今年の京に入るべき官物を割き取りて価に充て、速かに墳て備へしめよ。また、四道の兵士は、令に依りて差し点し、四分が一を満てよ。その兵器は、旧き物を修理へ。仍百石已上を載するに勝る船を造れ。また、便宜を量りて糲を造り塩を焼け。また、筑紫の兵士は課役並に免す。その白丁は調を免し庸を輸さしむ。年の限の遠近は勅の処分を聽け。また、使已下、僕人已上には、並に剣を佩かしむ。その国の人は習ひて三色に入ること得。博士は生徒の多少を以て三等とす。上等には田一町五段を給ふ。中等には一町。下等には五段。兵士は毎月に一たび試みて、上等を得たる人には庸の綿二屯を賜ふ。中等には一屯。

東海・東山・山陰の三道の牛馬は、中央からの要請で供される官牧のそれをのぞき、いつさいの移動を禁じ、西海道では旧法にしたがえと命じている。兵器と同列に扱われているところから軍備力確保のためであろうし、西海道の場合、はやくも天智天皇二年（六六三）の白村江敗退後、対馬・壱岐・筑紫に防人をおき「烽」を設け、本格的な辺防がはじまつており、西海道の九国三島には独自の法があつたのであろう。兵士が具備すべき戎具のうち、「火」（兵士一〇人）に紺の天幕一張と煮炊き用の銅釜を給するため、庸・調の一部を費用としてあてている。<sup>[14]</sup> 従發された兵士の四分の一は、いつでも動員可能な状態として待機させ、兵士や物資を運ぶ船の建造をいそがせている。兵糧となる糲と塩の準備を命じたのは、それだけ実働の可能性が大きかつたからにほかならない。

徴用される兵士は徭役（庸・雜徭）が免除になるが、特別措置として、西海道の兵士たちは庸ばかりでなく調も免除されている。中央政府が採用した僕人らと、在地から徴用された「三色」（健兒・儲士・選士とよばれる兵士）らは、節度使にしたがつた博士によつて軍事教練をうけている。こうして東海・東山道の節度使は、兵士の動員と輸送のための船舶をととのえ、山陰道・西海道の節度使は、敵襲を具体的に想定した警固と兵力の増強にあたつている。新羅との対戦は、すでに中央政府のタイムテーブルにのぼつていたかも知れない。

## 五

遣新羅使角家主らが帰還して六日後、遣唐使任命と節度使任命とが同日であるのは、やはり注意すべきであろう。環日本海の緊迫した情勢に対処すべき施策という面では、遣唐使派遣による対唐関係の保全と、新羅の侵犯にそなえた海岸線防備の強化は、どちらも欠くことのできないものであつた。日羅情勢の悪化をそのまま日唐関係にまでスライドさせ拡大させるのは、どうみても日本政府にとつて得策ではあるまい。唐にしてみれば、日羅問題は極東のささいな紛争にすぎなかつたであろうが、日本は、かつて唐の強韌な軍事力をバックにした新羅軍に大敗し、盟友国の大濟を失なつた外戦の失敗を、ふたたびくりかえすわけにはいかなかつた。日羅外交の悪化を視野につつ、はかるべき対唐関係の保全——遣唐大使多治比広成に付託された政務とは、おそらくそうしたものであろう。そして、その広成に謹上されるのが、憶良の好去好来歌なのである。

天平五年（七三三）夏四月三日、總勢五九四名の大訪中団が、四船を列ね難波津から大唐帝国へむけ進發する。

注

環日本海の情勢と山上憶良「好去好来歌」の創作（東）

- (1) 弁正と朝元については、中西進氏「朝元」「万葉史の研究」（『中西進万葉論集』卷4）にくわしい。
- (2) 鈴木靖民氏「日本律令国家と新羅・渤海」ほか『古代对外関係史の研究』。以下、新羅との関係については、鈴木論に学ぶところが多い。
- (3) 鴨吉備麻呂は、下総国守・玄蕃頭などを経て、養老三年（七一九）七月に播磨国守で、備前・美作・備中・淡路四国の按察使となつてゐる。この時の按察使には、大伴山守・藤原房前・多治比県守・小野馬養など遣唐使・遣新羅使の経験者が多く任じられてゐる。伊吉古麻呂は、大宝元年任命時の記事には姿が見えず、職掌は不明。のちに従五位上、下野国守。『懐風藻』に従五位上上総国守として「五八の年を賀く宴一首」を残してゐる。
- (4) 『三国史記』（新羅本紀・聖德王二年・七〇三年秋七月）に、靈廟寺が焼けたこと、王都に大水が出て溺死するものが多かつたこと、中侍の元訓が退官したので、阿浪の元文が中侍になつたことなどの記事があり、その後に、日本からの使者總勢二〇四名が訪羅したことを記している。
- (5) 新羅王へは絶二五疋、糸一〇〇絪、綿一五〇屯の賜物が標準であつたようである。
- (6) 本来なら大宰帥が検校にあたるべきであろうが、前年天平十四年正月に大宰府は廃止されている。
- (7) のちに左大臣長屋王が佐保の私邸に新羅使らを招いて宴を催してゐるが、これはあくまで歓迎ならびに送別の宴である。
- (8) この道首名は、『続紀』（養老二年四月）に能吏としての卒伝を残しており、憶良との関係が論じられている。高野正美氏「沈痼の歌—憶良の嗟嘆—」『万葉歌の形成と形象』。藏中しのぶ氏「良吏の文学—山上憶良『令反惑情歌』と道君首名伝—」『奈良朝漢詩文の比較文学的研究』など。
- (9) 鈴木氏「金順貞・金邕論—新羅政治史の一考察—」注2と同書。
- (10) 天平八年の場合、挙朝は四月十七日である。『全集』は六月一日に難波を出帆したとの仮定し、吉井『全注』は潮流の状況などから六月三日の出帆としている。
- (11) 津田左右吉氏「新羅征討地理考」『津田左右吉全集』卷11。
- (12) 鈴木氏「天平初期の対新羅関係」注2と同書。
- (13) ふたたび書けば、遣唐使の主な顔ぶれは次のとおり。遣唐大使多治比広成（従四位上）、遣唐副使中臣名代（従五位下）、判官平

群広成（外從五位下）、判官田口養年富（正六位上）、判官紀馬主（正六位上）、判官秦朝元（外從五位下）、准判官大伴首名（從七位下）。大使広成や判官朝元らが乗った第一船は航路をはずれて流されながらも、かろうじて種子島に着いたが、副使名代・准判官首名らが乗った第二船は渡航に失敗し、再度の入海で天平八年に帰国。判官平群広成らの船も渡航に失敗、中国南方の崑崙に漂着、長安にもどり、朝鮮半島を経て天平十一年七月に帰国している。彼らを運んできたのは、渤海国王欽茂が送った渤海使胥要徳一行の船であった。ただし大使胥要徳の乗った船は途中で転覆し、胥要徳ら四〇人は没死している。第四船は消息不明。判官田口養年富は行路死している。

(14) 『軍防令』には、「…并せて当火の行に供せむ戎具等、並に当色の庫に貯め。若し貯めて年を経たること久しくして、壊れ悪しくして堪ふまじくは、即ち廻らして好き者を納れよ。十一月一日より起りて、十二月三十日以前に納れ畢へよ。番毎に上番の人の内に、二人を取りて守掌せしめよ。雜使すること得じ。行軍の日には、火を計へて出し給へ」「凡そ兵士は、火毎に、紺の布の幕一口、裏着けて。銅の盆、小しきなる釜、得むに隨ひて二口。鍬一具、剉碓一具、斧一具、小斧一具、鑿一具、鎌二張、鉗一具…」とある。

[付記] 小稿は文部科学省二〇〇一年度以降三年間の科学研究費（基礎研究B）による共同研究（研究総テーマ・民族文化の境界領域に関する文化力学的研究）の成果の一部である（研究分担・日中比較研究）。東アジアのうち、こと中国関係は、サーズ・鳥イントフルエンザなどの影響により渡航が制限され、それとともにない研究成果の刊行までに大きな遅延が生じたことをおことわりしておきたい。